平成２３年（フ）第３６号
沖縄県浦添市沢岷１丁目46番３―201号　サンハイツ上沢Ⅱ
債務者　山側実千代
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８４１号
仙台市泉区山の寺２丁目21番９号　ラ・フォーレ泉102
債務者　伊藤　輝男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４２号
仙台市泉区山の寺２丁目21番９号　ラ・フォーレ泉102
債務者　伊藤冨美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１０号
仙台市青葉区中山４丁目17番20―607号
債務者　須藤　　洋
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
仙台市泉区将監６丁目４番31―21号
債務者　水野　久子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
宮城県気仙沼市唐桑町大畑１番地２
債務者　伊藤　里美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２号
宮城県気仙沼市本吉町大谷62番地４
債務者　菅原　隼人
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１６９１号
京都市山科区西野山射庭ノ上町284番地１　ふもとビル405号室
債務者　宮本　吉雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８０号
京都市右京区太秦垂箕山町19番地３　アンプルール・フェール太秦Ⅱ110号
債務者　黒岩　節子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６６号
京都市下京区五条通猪熊西入柿本町594番地41　山善ビル703号
債務者　多田　俊雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
京都府相楽郡精華町大字菅井小字馬渕37番地１　クレアコート精華202号
債務者　森島　　優
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田３番地　フレグランス祝園107号
債務者　森島さゆり
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
兵庫県神崎郡市川町下牛尾85番地
債務者　岡本千代美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８９号
兵庫県姫路市下手野５丁目18番10号
債務者　成本肇こと　成　　来奉
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８６号
兵庫県加古川市平岡町高畑638番地の15
債務者　立川あゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５６１号
広島市安佐南区緑井３丁目23番38―805号
債務者　小林　章範
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０６号
広島県廿日市市大野3253番地10
債務者　濱村　繭美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで　広島地方裁判所民事第４部